

## 1 趣旨

本市の中学校及び義務教育学校（後期課程）に在籍する生徒の文化・スポーツにおける多様なニーズに応え、学校・地域・保護者の理解と協力を得ながら拠点校方式による部活動（以下「拠点校部活動」という。）を実施するため、必要な事項を定める。

## 2 実施の条件

生徒が在籍する中学校及び義務教育学校（後期課程）（以下「在籍校」という。）に参加を希望する部活動がない場合に、市内の同内容の部活動がある別の中学校（以下「拠点校」という。）における活動を希望し、両校の校長が了解した場合に実施することができる。ただし、在籍校に拠点校での活動を希望する生徒が複数名いる場合、同内容において活動を希望することができる拠点校は1校とする。

なお、拠点校に対する在籍校の区域については、内容ごとに定める。

## 3 拠点校の登録及び承認

拠点校を希望する校長は「拠点校部活動登録申請書」（拠点校様式6）を教育長に提出する。教育長は、特に問題がないと認めた場合には、「拠点校部活動承認書」（高知市教育委員会様式7）を拠点校を希望する校長に送付する。

## 4 拠点校部活動への参加の申請及び承諾

在籍校生徒が拠点校部活動を希望する場合、在籍校の校長は、希望する生徒の保護者から「拠点校部活動への参加承認願・保護者同意書」（拠点校様式3）を受け取り、拠点校の校長に「拠点校部活動への参加依頼」（拠点校様式4）と一緒に提出する。

拠点校の校長は、特に問題がないと認めた場合には、「拠点校部活動への参加承諾書」（拠点校様式5）を在籍校の校長に送付する。

## 5 実施の期間

実施の期間は、実施を決定した日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、教育長に継続申請書を提出し、特に問題がないと認めた場合には、実施期間を継続することができる。

## 6 拠点校部活動に参加できる生徒

次の全てに該当する生徒は、拠点校部活動に参加できるものとする。

- (1) 在籍校に希望する部活動がない生徒

- (2) 拠点校部活動への参加を、保護者が同意した生徒
- (3) 在籍校及び拠点校両校の承認が得られ、拠点校の部活動方針や規約等に従って活動できる生徒
- (4) 在籍校の教員の引率を必要としない生徒

## 7 活動

拠点校部活動に参加する生徒（以下「当該生徒」という。）及び保護者は、次の事項を遵守する。

- (1) 当該生徒については、拠点校の校長が決定することとし、必要に応じて、在籍校の校長と協議するものとする。
- (2) 当該生徒は、拠点校における活動（活動日、大会や試合への参加及び遠征等）の方針に従う。
- (3) 当該生徒の拠点校への移動は、保護者の責任において行う。なお、自転車で移動する場合、ヘルメットの着用を義務付ける。
- (4) 当該生徒が拠点校部活動を欠席する際は、当該生徒又は保護者が拠点校の顧問へ連絡する。
- (5) 在籍校の学習活動や行事等の日程が、拠点校の部活動と重なった場合は、原則として在籍校の活動を優先する。
- (6) 当該生徒又は保護者が、拠点校の指示に従わない場合は、拠点校の校長が当該生徒の活動を中止することができる。

## 8 在籍校及び拠点校の連携

- (1) 在籍校及び拠点校は、担当者を定め、当該生徒の状況について密に連絡をとる。
- (2) 在籍校及び拠点校は、当該生徒の健康面での配慮事項や生徒指導上参考になる事項等、部活動の指導にあたって必要な情報を提供するものとする。

## 9 大会への参加

- (1) 大会への参加に当たっては、主催者が定める大会要項等に従う。
- (2) 大会への参加に当たっての事務は、主に拠点校が行うものとする。

## 10 事故への対応

拠点校部活動における当該生徒への事故対応や生徒指導等については、原則として拠点校で行い、必要に応じて、在籍校と連携して対応するものとする。ただし、活動中の事故及び移動中の事故（交通事故を除く。）に際して、独立行政法人日本スポーツ振興センターへの申請手続は、在籍校が行う。

#### 11 拠点校部活動への途中入部

在籍校から拠点校部活動へ途中入部する場合は、在籍校の校長は、希望する生徒の保護者から「拠点校部活動への承認願・保護者同意書」（拠点校様式3）を受け取り、拠点校の校長に「拠点校部活動への参加依頼」（拠点校様式4）と一緒に提出する。

拠点校の校長は特に問題がないと認めた場合には、「拠点校部活動への参加承諾書」（拠点校様式5）を在籍校の校長に送付する。

#### 12 拠点校部活動の継続

次年度も拠点校部活動を継続しようとする場合は、拠点校及び在籍校の校長連名で「拠点校部活動継続申請書」（拠点校様式8）を教育長に提出する。

#### 13 継続の決定

教育長は、特に問題がないと認めた場合は、「拠点校部活動継続承認書」（拠点校様式9）を拠点校及び在籍校の校長に送付する。

#### 附則

（施行期日）

この要項は、令和7年2月1日から施行する。